

24 原機（も）667
平成 25 年 2 月 8 日

原子力規制委員会 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之

「『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成 24 年 12 月 12 日 原管 P 発第 121207001 号）』に対する結果報告について（平成 25 年 1 月 31 日 24 原機（も）635）」の報告内容の一部誤りについて

標記の件、別紙のとおり一部誤りが認められましたので、報告いたします。

別紙：「『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成 24 年 12 月 12 日 原管 P 発第 121207001 号）』に対する結果報告について（平成 25 年 1 月 31 日 24 原機（も）635）」の報告内容の一部誤りについて

「『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成 24 年 12 月 12 日 原管 P 発第 121207001 号）』に対する結果報告について（平成 25 年 1 月 31 日 24 原機（も）635）」の報告内容の一部誤りについて

「『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成 24 年 12 月 12 日 原管 P 発第 121207001 号）』に対する結果報告について（平成 25 年 1 月 31 日 24 原機（も）635）」の報告内容に一部誤りがあることから、以下のとおり訂正する。

1. 報告書 6 ページ「2.2.2 その他の機器の点検」の 6 行目

- 誤) (1) クラス 1 機器*¹⁾ 55 個：平成 25 年 1 月末までに点検を実施した。
正) (1) クラス 1 機器*¹⁾ 55 個：平成 25 年 1 月末までに 50 個の点検を実施した。残り 5 個は点検ができるプラント状態となり次第、速やかに点検を実施する。

2. 報告書 12 ページ「4. まとめ」の 6 行目

- 誤) ~機器についても点検を終了した。
正) ~機器について 速やかに点検を実施する。

3. 報告書 14 ページ「表 2-2-2 不適合が除去できていない機器の点検(機能が要求されていない機器)」

- 誤) No.2 の点検実施時期 平成 25/1/26 No.3 の点検実施時期 平成 25/1/26
正) No.2 の点検実施時期 平成 24/12/26 No.3 の点検実施時期 平成 24/12/26

注) アンダーラインは、訂正箇所を示す。

以 上